

Q2 認知症の行動・心理症状（BPSD）とは

Q 認知症の行動・心理症状にはどのようなものがありますか。

A 認知症の行動症状としては、興奮・暴言・暴力・拒絶・異食などが挙げられます。また、心理症状としては、パシー・抑うつ・不安・幻覚・睡眠障害などがあります。

解説

1 BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) とは
BPSDとは、「知覚、思考内容、気分や行動の障害といった、認知症患者にしばしば出現する症状」のことで、中核症状と密接に関わっており、環境・身体・心理要因などの相互作用で生じます。BPSDは認知症が軽度の頃から存在し、以下のような多様な症状を包含します。

行動症状：興奮、粗暴行為（暴言・暴力）、拒絶、徘徊、常同行為、不潔行為、ため込み、異食など
心理症状：アパシー、抑うつ、不安、幻覚、妄想、多幸性、脱抑制、易刺激性・易怒性、睡眠障害など

対応としては、患者の心理状態、環境、性格、行動パターン、人生観などを検討し、非薬物的介入を試み、それでは不十分で、自他を危害に晒す緊急性の高い事態や症状の深刻な増悪の可能性が高い場合には、薬物療法を検討します。

(1) BPSDの行動症状
・拒絶：周囲・介護者からの働きかけを被害的に受け止めたり妄想的

Q68 遺言能力の判断に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いる場合の留意点は

Q 遺言能力の判断資料の一つとして、改訂長谷川式簡易知能評価スケールが用いられることがあります。その場合の留意点について教えてください。

A 改訂長谷川式簡易知能評価スケールは、認知症の疑いや認知能力の低下を検査するスクリーニングテストであって、その点数で重症度を判定することは目的とされていないといわれています。遺言能力の判断は、医学的判断要素が重視される傾向はあるものの、あくまで法的判断であり、諸般の事情から総合的に判断するのが判例の傾向です。したがって、判例は、改訂長谷川式簡易知能評価スケールを過度に重視することはなく、点数が低くても遺言能力が肯定される事例もあり、逆にある程度の点数があっても遺言能力が否定される事例もあり、重要なのは医学的判断のほか、遺言の難易・複雑性、遺言の合理性、遺言者と相続人・受遺者の人的関係、遺言に至る経緯などの諸般の事情ということになります。

解説

1 改訂長谷川式簡易知能評価スケールの概要
長谷川和夫医師によって1974年に開発され、1991年に改訂された長

内容見本
(A5判縮小)

Q28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

Q 認知症が疑われる親が、福祉関係者などと養子縁組をして、多額の預貯金が引き出されている場合、どうしたらよいでしょうか。

A 縁組時に意思能力がなかったり、縁組意思を欠く場合は、縁組は無効になります。養子縁組無効確認訴訟を提起します。多額の預貯金を引き出している場合には、不法行為等の請求をして、払い戻されている預貯金を取り戻します。

解説

1 問題の所在
福祉関係者や他人が、親切心を装ったり、交際を持ちかけるなどして一人暮らしの親の家に入りし、家族が知らないうちに養子縁組をした上で多額の預貯金を引き出したり、不動産を処分している場合があります。

2 養子縁組が無効になる場合

Case2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース

ケース 会社を経営していたA（85歳）には、先妻との間の子Bがおり、再婚したCの実子Dと養子縁組をしています。AはCと再婚した際、自宅にBを住ませ、自分はC所有の家でCと同居していましたが、数年前に認知症を発症したことから、Cの申立てにより成年後見開始審判がなされて、E弁護士が成年後見人に選任され、要介護度が高くなったことから近年施設に入所しています。ところが最近、Aの会社がコロナ禍で営業不振となったことから、CはA所有の家屋を売却して資金を捻出する必要に迫られ、家屋に住んでいるBに買取りを提案しましたが断られたことから、E弁護士に相談したところ、これを聞いたDが買受けの申入れをしてきました。E弁護士は、Bが住んでいるA所有の居宅に今後Aが住む予定はないことから、家庭裁判所の許可は不要と判断してDに売却したところ、Dはかねてから不仲のBに退去を求めましたが、Bは家裁の許可がないので無効と主張しています。

ポイント

- 成年後見人が「居住用不動産」を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければならない
- 「居住用不動産」とは、成年被後見人が生活の本拠として現に居住の用に供しており、又は居住の用に供する予定がある不動産を意味する。さらに、居住の用に供する具体的な予定があるわけではないが、将来において居住の用に供する可能性がある

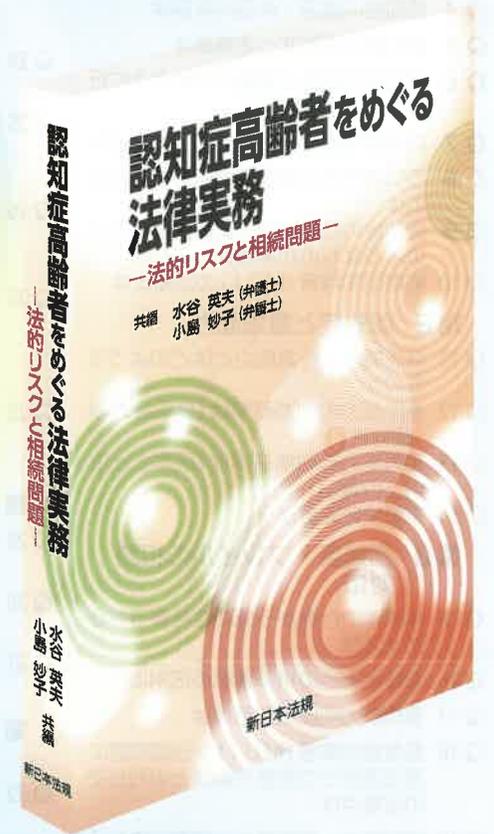
急増する認知症問題を
弁護士・医師が説く！

認知症高齢者をめぐる法律実務

—法的リスクと相続問題—

共編 水谷 英夫（弁護士）
小島 妙子（弁護士）

- ◆財産管理や各種契約、相続など、認知症高齢者を取り巻く法律問題を幅広く取り上げています。
- ◆認知症問題に詳しい弁護士が、相談対応に必要な知識や具体的な対応、手続上の留意点を解説しています。
- ◆医師も執筆に加わり、医学的エビデンスに基づく認知症の特性等にも言及しています。



A5判・総頁422頁
定価 5,500円(本体5,000円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9184-3

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,950円(本体4,500円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



掲載内容

第1章

認知症・フレイルとは

第1 認知症の特性

- Q 1 主な認知症の種類と認知機能障害の特性とは
- Q 2 認知症の行動・心理症状(BPSD)とは
- Q 3 認知症の診断基準は
- Q 4 認知症の原因・病理的背景は
- Q 5 認知症と区別すべき病態は
- Q 6 認知症の診断と鑑別はどのように行うか
- Q 7 認知症治療はどのように行われるか
- Q 8 うつ病やせん妄などの合併症への対応は
- Q 9 認知症の危険因子・防衛因子にはどのようなものがあるか
- Q 10 軽度認知障害(MCI)の診断とは

第2 認知症と意思能力

- Q 11 意思能力・行為能力とはどのようなものか
- Q 12 意思能力の判断基準は(意思能力の「相対性」)
- Q 13 意思能力の判断基準は(医学上と法学上の違い)
- Q 14 意思決定支援は

第3 認知症・フレイルの相談対応

- Q 15 相談者の行動から認知症を疑うべきケースは
- Q 16 認知症と他の精神疾患の区別は
- Q 17 意思能力判断の留意点は
- Q 18 軽度認知障害(MCI)から認知症に至る過程での患者や家族との対応での留意点は
- Q 19 認知能力・判断能力に問題が生じる場合の財産管理、身上監護等の法的対応は(成年後見制度等の場合)
- Q 20 認知能力・判断能力に問題が生じる場合の財産管理、身上監護等の法的対応は(介護保険制度の場合)

第2章

認知症・フレイルと法的リスク

第1 認知症高齢者の財産管理

- Q 21 認知症が進行している親の財産を管理する際の基本的視点は
- Q 22 認知症が疑われる親の財産を管理する際の留意点は
- Q 23 認知症が疑われる親の不動産、預貯金を管理する方法を選択する際のポイントは
- Q 24 認知症が疑われる親の預貯金の引き出しや不動産処分の際の留意点は
- Q 25 認知症が疑われる親の財産管理、身上監護をめぐって親族間で争いがある場合の対処は
- Q 26 認知症が疑われる親と同居している子が勝手に預貯金を引き出した場合の対処は
- Q 27 不動産業者が、認知症が疑われる者と財産管理契約や任意後見契約を締結して、不動産を処分していた場合の対処は
- Q 28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

第2 認知症高齢者の消費者被害

- Q 29 認知症高齢者に対する消費者被害の実態とは
- Q 30 認知症高齢者に対する消費者被害の救済規定は(消費者関連法の規定)
- Q 31 認知症高齢者に対する消費者被害の救済規定は(民法の規定)

第3 認知症高齢者のハラスメント・虐待(在宅介護)

- Q 32 認知症高齢者に対するハラスメント・虐待とは
- Q 33 ハラスメント・虐待を発見した場合の対応は
- Q 34 ハラスメント・虐待の防止策は

第4 認知症高齢者の身体拘束(施設内介護)

- Q 35 認知症高齢者への身体拘束の実態は
- Q 36 認知症高齢者への身体拘束の違法性と例外は

- Q 37 認知症高齢者への身体拘束に対する法制度と法的対応は
- Q 38 認知症高齢者への身体拘束と病院・施設の法的責任は

第5 認知症高齢者の介護契約・介護事故

- Q 39 認知症高齢者の介護契約能力は
- Q 40 後見契約や介護契約は
- Q 41 介護事故が起きた場合の相談先は
- Q 42 介護事故が起きた場合の民事・刑事・行政上の責任は
- Q 43 介護施設内外における転倒、誤嚥事故における法的責任は
- Q 44 相続関係者である認知症高齢者が加害者となる場合の法的責任は

第6 認知症高齢者の交通(鉄道)事故

- Q 45 不法行為法上の責任能力とは
- Q 46 法定監督義務者と配偶者・成年後見人の責任は
- Q 47 法定監督義務者に準すべき者の責任は
- Q 48 認知症高齢者に関する道路交通法上の制度は
- Q 49 交通事故の被害者となる場合と過失相殺は
- Q 50 鉄道事故と本人並びに介護者の責任は

第7 認知症高齢者の保険

- Q 51 傷害保険の被保険者が認知症高齢者である場合、疾病免責条項の適用はあるか
- Q 52 傷害が疾病によらないことの主張立証責任は誰にあるか
- Q 53 傷害保険の被保険者が認知症高齢者である場合、重過失免責、精神障害免責の適用はあるか
- Q 54 認知症高齢者に介護事故が生じた場合の法的問題は
- Q 55 責任保険の被保険者が認知症高齢者である場合、責任保険の適用はあるか

第8 認知症高齢者の刑事責任

- Q 56 認知症高齢者の刑事責任能力は
- Q 57 認知症高齢者が起こした交通事故と刑事責任は
- Q 58 認知症高齢者の犯罪と再犯防止の方策は

第9 認知症高齢者の養子縁組・離婚

- Q 59 認知症高齢者の養子縁組における、意思能力判断のポイントは

- Q 60 認知症高齢者の離婚は
- Q 61 高齢配偶者の認知症を理由とする離婚請求は

第10 認知症高齢者の扶養義務

- Q 62 認知症になった親等の親族の扶養義務は
- Q 63 扶養義務者指定申立てとは
- Q 64 扶養義務者が複数いる場合の決定方法は
- Q 65 認知症者が重大な他害行為を行った場合の手続は

第3章

認知症と相続対策

第1 遺言

- Q 66 認知症の発症に備えた遺言の必要性は
- Q 67 遺言能力と意思能力の違いは
- Q 68 遺言能力の判断に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いる場合の留意点は
- Q 69 遺言能力が後に争いとならないための留意点は
- Q 70 遺言内容の難易・複雑性と必要とされる遺言能力(意思能力)の程度は
- Q 71 認知症高齢者と遺留分対策の活用は

第2 事業活動・承継

- Q 72 経営者が認知症であった場合の対応は
- Q 73 認知症の疑いのある者が代表者である場合の注意点は
- Q 74 事業承継をする際の留意点は
- Q 75 経営者(親)が法人債務の個人保証をしている際の留意点は
- Q 76 会社の株式を承継する際の留意点は

第3 家族信託

- Q 77 財産承継のための家族信託のスキームは
- Q 78 家族信託の必要性
- Q 79 家族信託のメリット・デメリットは

第4 税金対策

- Q 80 相続税対策としての養子縁組・不動産取得方法は
- Q 81 相続税対策としての生前贈与の方法は
- Q 82 相続税対策としての生命保険のスキームは

第4章

認知症と相続

第1 相続

- Q 83 相続発生後に被相続人の法律行為時の意思能力を調査する方法は
- Q 84 相続発生後に被相続人の法律行為時の意思能力について親族等に聴取する際の留意点は
- Q 85 相続開始後の預貯金の払戻手続は

第2 遺言執行

- Q 86 遺言無効確認訴訟における遺言能力有無の判断基準は
- Q 87 遺言無効確認訴訟における遺言能力有無の立証方法は
- Q 88 遺言書で指定された遺言執行者に認知症の疑いがある場合は

第3 遺産分割

- Q 89 認知症で意思能力がないとみられる相続人がいる場合の遺産分割手続は
- Q 90 認知症が疑われる相続人が相続放棄を行うために必要な意思能力は
- Q 91 遺産分割協議後に相続人に認知症が疑われる者がいたことが判明した場合は
- Q 92 相続人の確定と婚姻・養子縁組無効の手続は
- Q 93 認知症の被相続人が相続人の1人に高額な不動産、多額の金銭の贈与をした場合の対応は

第5章

ケーススタディ

- Case 1 認知症の親を介護する子夫婦がきょうだいに介護援助や金銭を請求するケース
- Case 2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース
- Case 3 不動産の売買契約が高齢者である売主の意思能力の欠如を理由に無効が主張されたケース
- Case 4 物忘れがひどくなり有料老人ホームへの入居をするため、銀行の定期預金の解約等をしようと

したところ、本人の意思確認ができないと解約を拒否されたケース

Case 5 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約について意思能力がないことを理由に無効を主張したいケース

Case 6 同居中の親族からの身体的・経済的虐待をやめさせたいケース

Case 7 認知症患者が死亡した場合の施設の法的責任の有無、介護事故と傷害保険の適用が問題となるケース

Case 8 介護施設内における事故について施設の責任を問いたいケース

Case 9 認知症の親の死亡後に、死亡直前に再婚した相手と養子縁組をしたその子らが遺産分割協議に加わりたいたいと主張してきたケース

Case 10 自筆証書遺言作成時に重度の認知症を患っていた被相続人の遺言能力の有無が問題とされるケース

Case 11 株式譲渡制限会社において、社長個人所有の土地に会社所有社屋がある場合の事業承継が問題とされるケース

Case 12 認知症の診断を受けた会社経営者の作成した遺言の効力と未分割の相続株式の権利行使が問題とされるケース

Case 13 認知症の診断を受けた者との死因贈与と契約及び信託契約の有効性判断、遺留分侵害額請求を回避する目的の信託の効力が問題とされるケース

Case 14 認知症を発症した者が特定の相続人への相続や節税対策を主たる目的として養子縁組した場合の縁組の有効性が問題とされるケース

Case 15 改訂長谷川式テストの点数が低い認知症の親に代わって子が遺産分割協議を行うことが問題とされるケース

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

【とけ〜とし】 385

す。元の状態に戻る。「溶ける・溶かす・溶く」は、液状にする。固形物などを液体に入れて混ぜる。一体となる。

※「雪や氷がとける」の「とける」については、「雪や氷が液状になる」意で「溶」を当てるが、「固まっていた雪や氷が緩む」と捉えて「解」を当てることもできる。「雪解け」はこのように捉え方で「解」を用いるものである。

【解ける】
◎◎◎打ち解ける、緊張が解ける、誤解が解ける、ひもが解ける、雪解け、問題が解ける
平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

【溶ける】
◎◎◎雪や氷が溶(解)ける、チョコレートが溶ける、砂糖が水に溶ける、地域社会に溶け込む
平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

とげる 逃げる
◎◎◎成し逃げる
平22常用漢字、平23送り仮名用例

とこ 床
◎◎◎床の間、寝床
平22常用漢字

とこ 常
◎◎◎常夏
平22常用漢字

どこ
◎◎◎常用漢字表に使える漢字があっても指示代名詞は仮名で書く。

◎◎◎ 平22常用漢字、平23用字用語例

◎◎◎ 平23用字用語例

ところ ところ

◎◎◎常用漢字表に使える漢字があっても形式名詞は仮名で書く。ただし、「家を建てる所」のように、具体的に特定できる対象がある場合には漢字で書く。
令4公用文作成

◎◎◎ 平22公用文漢字、平23用字用語例

◎◎◎ 平22公用文漢字、平23用字用語例

ところが ところが
◎◎◎常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。
令4公用文作成、平22公用文漢字

◎◎◎ 平23用字用語例

ところがき 所書き

◎◎◎ 平23送り仮名用例

ところで ところで
◎◎◎常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。
令4公用文作成、平22公用文漢字

◎◎◎ 平23用字用語例

◎◎◎ 平23用字用語例

とどす 閉ざす

◎◎◎ 平22常用漢字、平23送り仮名用例

とし 年

◎◎◎年子、年寄り、今年(ことし)
平22常用漢字

としけいかく 都市計画

◎◎◎都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び都市街地地盤整備に関する計画

ますます ますます

◎◎◎2字以上の繰り返しは、そのまま書く。
令4公用文作成

◎◎◎益々

◎◎◎ますます増加する
平23用字用語例

まぜおり 交ぜ織り

◎◎◎ 平23送り仮名用例

まぜもの 混ぜ物

◎◎◎ 平23送り仮名用例

まぜる 交ぜる・混ぜる

◎◎◎現在のところ差し支えない
平22公用文漢字、平23用字用語例

◎◎◎ 平22公用文漢字、平23用字用語例

【交ぜる】

◎◎◎交ぜ織り、カードを交ぜる

平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

【混ぜる】

◎◎◎混ぜ物、コーヒーにミルクを混ぜる、セメントに砂を混ぜる、絵の具を混ぜる

平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

また 又・また

【又】

◎◎◎副詞の「又」は漢字で書く。

平22常用漢字、昭48送り仮名、令4公用文作成、平23送り仮名用例

◎◎◎又の機会、又聞き、又貸し

平23用字用語例

【また(接続詞)】

◎◎◎常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。

◎◎◎又(ただし、「または」は「又は」と表記する。)

令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法

令4公用文作成、平23用字用語例

まだ まだ

◎◎◎未だ→まだ
平23用字用語例

またたく 瞬く

◎◎◎瞬き
平22常用漢字、平23送り仮名用例

または 又は

◎◎◎漢字を使って書く接続詞。

令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法

令4公用文作成、平23送り仮名用例、昭61仮名遣い

◎◎◎法令・公用文で、複数の物事のうち、いずれか一つを選ぶことを表す場合に、「か」という意味で用いる。

◎◎◎A又はB 二つの物事のうち、どちらか一方を選ぶ場合◎◎◎英語又は中国語(英語か中国語のどちらか一方)

◎◎◎A、B、C又はD それぞれ同格の三つ以上の物事の中から一つを選ぶ場合。最後に示す物事の前にだけ

「又は」を用い、他は「,」とする。

◎◎◎物理、生物、化学又は地学を選択する(物理、生物、化学、地学の4科目のうち、いずれか一つを選択する。)

◎◎◎A若しくはB又はC(若しくはD) 三つ以上の物事から一つを選ぶ際に、結び付きの強さに段階がある場合、1段階目の結び付きには「若しくは」を、2段階目の結び付きには

「又は」を使う。◎◎◎英語若しくは中国語又は数学若しくは理科を選択し受験する(次のアとイのどちらか一方の方法を選択し、さらにそのうち

を選んだ1科目を受験する。ア英語か中国語のどちらかを受験する。イ数学か理科のどちらかを受験する。)

令4公用文作成、平23用字用語例

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

◎◎◎

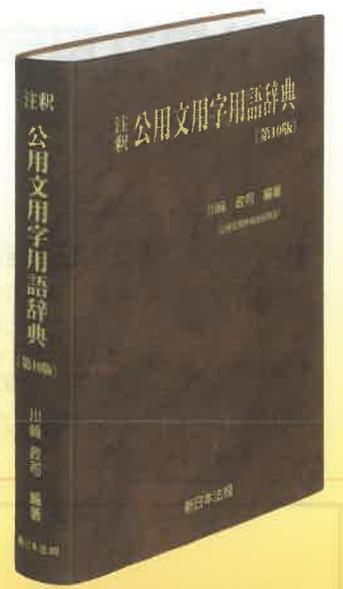
令和4年公表の「公用文作成の考え方」の内容を反映した最新版!

注釈 公用文用字用語辞典 【第10版】

編著 川崎 政司 (慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授) (公用文用字用語研究会)

- ◆ 公用文で通常使われる1万語を超える用字用語を50音順に配列し、詳しい注釈が付してありますので、公用文における用字用語の正しい書き表し方などを簡単に素早く調べることができます。
◆ 令和4年公表の「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」の内容を反映し、大幅な改訂を行いました。

A5判・総頁740頁 定価5,390円(本体4,900円) 送料460円 ISBN978-4-7882-9190-4



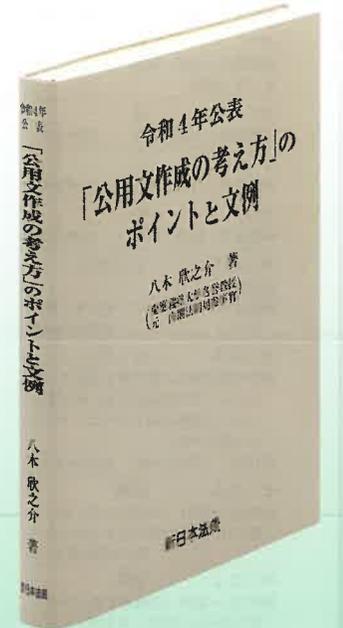
70年ぶりに見直された文書作成のルール!

令和4年公表 「公用文作成の考え方」のポイントと文例

著 八木 欣之介 (慶應義塾大学名誉教授・元 内閣法制局参事官)

- ◆ 「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」に沿って、従来からの変更点や新ルールのポイントを解説しています。
◆ 文書作成の参考となる具体例を示し、作成上の留意事項を解説しています。
◆ 元内閣法制局参事官がその経験に基づいて執筆した信頼できる内容です。

A5判・総頁238頁 定価3,080円(本体2,800円) 送料410円 ISBN978-4-7882-9063-1 (電子版) 定価2,860円(本体2,600円)



〈電子版〉パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。

「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料) 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く) WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/ E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

令和4年公表 「公用文作成の考え方」のポイントと文例

第1章

新しい公用文のために

第1 新しい「公用文作成の考え方」

- 1 読み手とのコミュニケーションとしての公用文
2 公用文の多様性
3 公用文の分類

第2 読み手に伝わる公用文

- 4 正確に伝える公用文
5 分かりやすく伝える公用文
6 多様な目的にふさわしい公用文
7 読み手の気持ちに配慮した公用文

第2章

伝わる公用文のための文書構成

- 1 文体の選択
2 標題と項目・見出し

掲載内容

- 5 外来語の表記
6 数字
7 句読点と括弧
8 その他の符号
9 字体、図表等

おわりに

附 録

- 「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣文第1号)
○公用文における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣訓令第1号)
○法令における漢字使用について(平成22年11月30日内閣法制局総務第208号)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

注釈 公用文用字用語辞典 (第10版)

◆詳しい注釈と根拠告示等の明示!

各用字用語では表記の仕方や用法上の留意点、異字同訓語の使い分けなどを詳しく解説。各解説には根拠となる告示・通知等が明示してあり、原典にあたる際に大変便利です。

Table with 2 columns: Kanji, Romaji. Includes entries like せつ 設, せつ 雪, せつ 撰, etc.

Table with 2 columns: Kanji, Romaji. Includes entries like せつ 設, せつ 切迫, せつ 設備, etc.

※裏面にも内容見本を掲載しています。

◆豊富な用例と用法!

用例を豊富に登載したほか、法令用語として使用する際の意味や用法についても解説しています。

Table with 2 columns: Kanji, Romaji. Includes entries like うたう うたう, うちあわせかい 打合せ会*, etc.

Table with 2 columns: Kanji, Romaji. Includes entries like たたよう 漂う, たちあがり 立ち上がり, etc.

令和4年公表 「公用文作成の考え方」のポイントと文例

第1章 新しい公用文のために 第1 新しい「公用文作成の考え方」

1 読み手とのコミュニケーションとしての公用文

ポイント

- ① 公用文は、読み手とのコミュニケーション
② 多様な読み手に配慮
③ 解説・広報等は親しみやすい表記法で

説明

(1) 新しい「公用文作成の考え方」 「公用文作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知)...



説」という。)を引用する場合には、(2)のように、単に二重かぎ括弧(「」)を用いて示すこととする...

(2) 読み手とのコミュニケーション
まず①公用文作成の在り方としては、「読み手とのコミュニケーションとしての公用文作成」が求められている。

ア 読み手に理解され、信頼され、行動の指針とされる公用文
「解説」では、まず公用文の意義について「国の府省庁による行政は、主に文書によって実施される。」

7 句読点と括弧

ポイント

- ① 句点は「。」、読点は「、」を用いる
② 括弧は、「()」と「【 】」を基本とする
③ 【 】は、項目を示すとき、強調すべき点を目立たせるとき等に用いる
④ そのほかの括弧は、むやみに用いない

説明

(1) 句読点のルールの変更と括弧
句点は文の終わりを示す符号であり、読点(とうてん)は文の途中の切れ目を示す符号である。